官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律附則第四十七条第一項の内閣総理大臣が定める額（内閣府一）　二
○令和八年度における子ども・子育て支援納付金の額の算定に関してこども家庭庁長官が定める率及び額を公示する件（こども家庭庁一）　二
○令和八年度における子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令第十七条第一号に規定するこども家庭庁長官が定める額（同二）　二
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境三）　二
〔その他告示〕
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（デジタル庁二）　二
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（デジタル庁・総務三）　三
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（同四）　四
○円借款の供与に関する日本国政府とモロッコ王国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一二）　四
○円借款の供与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の書簡の交換に関する件（同一三）　五
○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（農林水産四四）　六
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（同四五）　六
○運輸審議会件名表に登載された件（国土交通三五）　六
○道路に関する件（中部地方整備局五）　六
〔人事異動〕
内閣　六
〔褒　賞〕　七
〔官庁報告〕
官庁事項　七
労　働
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（国土交通省最低賃金公示二）　八
指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示（関東地方整備局）　七
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人暴力追放高知県民センターから代表者変更の届出があった件（国家公安委告示配一）　八
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配二、三）　八
〔公　告〕
官庁
諸事項
財団、公示送達、建築基準適合判定資格者に対する処分、都市計画道路事業関係　八
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　九
会社その他　九

法規的告示

○内閣府告示第一号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第四十七条第一項の規定に基づき、同項の内閣総理大臣が定める額を次のように定め、告示の日から適用する。

令和八年一月十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律附則第四十七条第一項の内閣総理大臣が定める額

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第四十七条第一項の内閣総理大臣が定める額は、一般政府の帰属社会負担の額とする。

○こども家庭庁告示第一号

子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令（令和七年内閣府令第九十三号）の規定に基づき、令和八年度における子ども・子育て支援納付金の額の算定に関してこども家庭庁長官が定める率及び額を次のように定めたので、同令第十七条の規定により公示する。

令和八年一月十五日

こども家庭庁長官　渡辺由美子

区分	率又は額
子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令（令和七年内閣府令第九十三号。以下「府令」という。）第二条第一項第二号に規定するこども家庭庁長官が定める率	○・九七八八〇
府令第二条第六項の規定により読み替えて準用される同条第一項第二号に規定するこども家庭庁長官が定める率	○・九八一四四
府令第六条に規定する総報酬割概算負担率	○・〇〇二〇〇四一一
府令第八条第二項第一号に規定するこども家庭庁長官が定める額	六十二万七千四十三円
府令第十七条第一号に規定する率	○・〇〇二二〇四五二
府令第十七条第二号に規定する率	○・〇〇二三
府令第十七条第八号に規定するこども家庭庁長官が定める率	○・〇〇二三

○こども家庭庁告示第二号

子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令（令和七年内閣府令第九十三号）附則第三条第二項の規定に基づき、同項の規定により読み替えて適用する同令第十七条第一号のこども家庭庁長官が定める額を次のように定め、告示の日から適用する。

令和八年一月十五日

こども家庭庁長官　渡辺由美子

令和八年度における子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令第十七条第一号に規定するこども家庭庁長官が定める額

子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令（令和七年内閣府令第九十三号）附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する同令第十七条第一号のこども家庭庁長官が定める額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一　令和八年度の各被用者保険等保険者に係る概算支援納付金の額

二　令和八年度の当該被用者保険等保険者に係る概算支援納付金の額を、十で除して得た額

○環境省告示第三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において読み替えて準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月十五日

環境大臣　石原　宏高

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　株式会社かんでんエンジニアリング

ロ　住所　大阪府大阪市北区中之島六丁目二番二十七号

ハ　代表者の氏名　代表取締役　大久保昌利

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

イ　福井県大飯郡高浜町田ノ浦一字田ノ浦一番

ロ　福井県大飯郡おおい町大島一字吉見一番一

三　無害化処理の用に供する施設の種類

ポリ塩化ビフェニル汚染物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第二条の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。以下同じ。）の洗浄施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

五　申請年月日

令和七年十一月十三日

六　縦覧場所

イ　環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官室

ロ　中部地方環境事務所資源循環課

ハ　福井県エネルギー環境部循環社会推進課

ニ　福井県嶺南振興局若狭健康福祉センター

ホ　高浜町役場住民生活課

ヘ　おおい町役場まちづくり課

その他告示

○デジタル庁告示第二号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和八年一月十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　令和七年度北海道函館市住民税非課税世帯物価高騰支援臨時特別給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度函館市一般会計補正予算における、北海道函館市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

二　令和七年度北海道旭川市子育て世帯生活応援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度旭川市一般会計補正予算における、北海道旭川市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○総務省・デジタル庁告示第三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第七十四条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を次のように定める。

令和八年一月十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

総務大臣臨時代理

国務大臣　片山さつき

一　令和七年度北海道函館市住民税非課税世帯物価高騰支援臨時特別給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度函館市一般会計補正予算における、北海道函館市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による入所等の措置の実施に関する情報、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による入所等の措置の実施に関する情報及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置の実施に関する情報をいう。）、生活保護関係情報（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施に関する情報をいう。）、地方税関係情報（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。）、公的給付支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。以下同じ。）、令和五年度北海道函館市低所得世帯臨時特別給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度函館市一般会計補正予算における、北海道函館市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第八十一号）第二条第一号に規定する物価高騰対策給付金をいう。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和五年内閣府・総務省・財務省令第一号）第二条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ(1)に掲げる世帯（同条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯に限る。）並びに同条第三号イ(2)に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村（特別区を含む。以下同じ。）から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）（同令第二条第一号ハからホまでに掲げる個人又は世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ(1)に掲げる個人又は世帯（同条第二号ハからホまでに掲げる個人又は世帯に限る。）、同条第三号ロ及びハに掲げる者並びに同条第四号に掲げる者その他これに準ずる個人又は世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）（同令第二条第三号イ(3)に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

二　令和七年度北海道旭川市子育て世帯生活応援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度旭川市一般会計補正予算における、北海道旭川市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（児童扶養手当関係情報（児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。）、児童手当関係情報（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び旧特例給付（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付をいう。）、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和六年度北海道旭川市子育て世帯物価高騰対策給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度旭川市一般会計補正予算における、北海道旭川市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給に関する情報及び令和七年度物価高対応子育て応援手当（同令第二条第五号に掲げる者その他これに準ずる者に対し給付金を支給することを目的として国が交付する補助金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条第五号に掲げるものをいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○総務省・デジタル庁告示第四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和八年一月十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

総務大臣臨時代理

国務大臣　片山さつき

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

事務	情報
一　令和七年度北海道函館市住民税非課税世帯物価高騰支援臨時特別給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度函館市一般会計補正予算における、北海道函館市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による入所等の措置の実施に関する情報、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による入所等の措置の実施に関する情報及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置の実施に関する情報をいう。）、生活保護関係情報（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施に関する情報をいう。）、地方税関係情報（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。）、公的給付支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。以下同じ。）、令和五年度北海道函館市低所得世帯臨時特別給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度函館市一般会計補正予算における、北海道函館市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第八十一号）第二条第一号に規定する物価高騰対策給付金をいう。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和五年内閣府・総務省・財務省令第一号）第二条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯（同条第一号イ、ロ及び同条第三号イ(1)に掲げる世帯に限る。）並びに同条第三号イ(2)に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村（特別区を含む。以下同じ。）から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）（同令第二条第一号ハからホまでに掲げる個人又は世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ(1)に掲げる個人又は世帯（同条第二号ハからホまでに掲げる個人又は世帯に限る。）、同条第三号ロ及びハに掲げる者並びに同条第四号に掲げる者その他これに準ずる個人又は世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）（同令第二条第三号イ(3)に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務	令和七年度北海道函館市住民税非課税世帯物価高騰支援臨時特別給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度函館市一般会計補正予算における、北海道函館市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による入所等の措置の実施に関する情報、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による入所等の措置の実施に関する情報及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置の実施に関する情報をいう。）、生活保護関係情報（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施に関する情報をいう。）、地方税関係情報（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。）、公的給付支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。以下同じ。）、令和五年度北海道函館市低所得世帯臨時特別給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度函館市一般会計補正予算における、北海道函館市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第八十一号）第二条第一号に規定する物価高騰対策給付金をいう。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和五年内閣府・総務省・財務省令第一号）第二条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯（同条第一号イ、ロ及び同条第三号イ(1)に掲げる世帯に限る。）並びに同条第三号イ(2)に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村（特別区を含む。以下同じ。）から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）（同令第二条第一号ハからホまでに掲げる個人又は世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ(1)に掲げる個人又は世帯（同条第二号ハからホまでに掲げる個人又は世帯に限る。）、同条第三号ロ及びハに掲げる者並びに同条第四号に掲げる者その他これに準ずる個人又は世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）（同令第二条第三号イ(3)に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務	令和住民税非課税世帯物価高騰支援臨時特別給付金の支給に関する情報及び令和七年度北海道函館市の区域内に住所を有する者に対し、令和七年度北海道函館市の区域内に住所を有する者に対し、令和七年度北海道函館市の区域内に住所を有する者に対し、

及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯に限る。）並びに同条第三号イ(2)に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村（特別区を含む。以下同じ。）から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（同条第一号）（同令第二条第一号ロ及び同条第三号イ(1)に掲げる個人又は世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第三号ロ及びハに掲げる者並びに同条第四号に掲げる者その他これに準ずる個人又は世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務	令和七年度北海道旭川市子育て世帯生活応援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度旭川市一般会計補正予算において、北海道旭川市から、子育て世帯を支援するための観点から支給される給付金（児童扶養手当法（昭和三十七年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報（児童扶養手当法（昭和三十六年法律第七十三号）による児童手当の支給に関する情報（児童手当法（昭和四十六年法律第七十八号）附則第十条第一項の規定による改正前の児童手当法（以下「旧特例給付法」という。）による特例給付（子ども・子育て支援法（令和六年法律第四十七号）附則第十条第一項の規定による改正後の法律（以下「新法」という。）による子育て世帯生活応援給付金（新法附則第二条第一項の給付金をいう。）の支給に関する事務
二　令和七年度北海道旭川市子育て世帯生活応援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度旭川市一般会計補正予算において、北海道旭川市から、子育て世帯を支援するための観点から支給される給付金（児童扶養手当法（昭和三十七年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当の支給に関する情報（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）附則第十条第一項の規定による改正後の法律（以下「新法」という。）による子育て世帯生活応援給付金（新法附則第二条第一項の給付金をいう。）の支給に関する事務	令和七年度北海道旭川市子育て世帯生活応援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○外務省告示第十二号

令和七年十一月二十日にラバトで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がモロッコ王国政府との間に行われた。

令和八年一月十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　木原　　稔

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、モロッコ王国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とモロッコ王国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　六百四十五億七千七百万円（六四、五七七、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ガルブ平野南東地域農業用水整備計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、モロッコ王国政府に供与されることとなる。

2　(1)　借款は、モロッコ王国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むこととなる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　年間の利子率は、二・二パーセントとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用に供される場合には、当該一部に係る年間の利子率は、〇・四パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の効力発生の日の後十年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境及び社会に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

3　(1)　(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。借款は、モロッコ王国の実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して将来行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために当該実施機関と当該供給者、請負業者又はコンサルタントとの間で締結されることのある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国において、当該調達適格国で生産される生産物又は当該調達適格国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　モロッコ王国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務が、ＪＩＣＡの調達のためのガイドラインであって、特に、国際競争入札の手続（当該手続が適用できない場合又は当該手続を適用することが適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従って調達されることを確保する。

5　モロッコ王国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してモロッコ王国においてその役務が必要とされる日本国民は、モロッコ王国の関係法令に従い、作業の遂行のためモロッコ王国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　モロッコ王国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してモロッコ王国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

8　モロッコ王国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びモロッコ王国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の融資の担保として使用されないことを確保すること。

9　モロッコ王国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びモロッコ王国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年十一月二十日にラバトで

モロッコ王国駐在
日本国特命全権大使　中田昌宏

モロッコ王国
経済・財政大臣付予算担当特命大臣　ルクジャア・ファウズィー閣下

（モロッコ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、モロッコ王国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年十一月二十日にラバトで

モロッコ王国
経済・財政大臣付予算担当特命大臣　ルクジャア・ファウズィー

モロッコ王国駐在
日本国特命全権大使　中田昌宏閣下

○外務省告示第十三号

令和七年十一月十一日に東京で、円借款の供与に関する次の書簡の交換がヨルダン・ハシェミット王国政府との間に行われた。

令和八年一月十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ヨルダン・ハシェミット王国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とヨルダン・ハシェミット王国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百五十五億円（一五、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、経済成長のための強靭性向上及び人的資本開発プログラム・ローンとして、経済近代化ビジョンの下でのヨルダン・ハシェミット王国政府による改革計画（以下「改革計画」という。）においてヨルダン・ハシェミット王国政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、計画・国際協力省によって代表されるヨルダン・ハシェミット王国政府（以下「借入人」という。）に供与されることとなる。

2　(1)　借款は、借入人とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むこととなる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、五年の据置期間の後十年とする。

(b)　年間の利子率は、一・五パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の効力発生の日の後一年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、ヨルダン・ハシェミット王国の経済の安定及び開発努力を促進することを目的として、借入人の権限のある当局が既に行った予算支出又は将来行う予算支出（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

4　借入人は、借入人の名義で開設される国家予算勘定に、借款の円貨による支出額に相当する額をヨルダンの通貨で振り替えるための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、借入人の国家予算に編入される。

5　借入人は、借款に基づく生産物又は役務の調達が、ＪＩＣＡの調達のためのガイドラインであって、特に、国際競争入札の手続（当該手続が適用できない場合又は当該手続を適用することが適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従って実施されることを確保する。

6　借入人は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　借入人は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してヨルダン・ハシェミット王国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

8　借入人は、借款が適正に、かつ、専ら3(1)に規定する予算支出のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保するために必要な措置をとる。

9　借入人は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　借款の使用及び改革計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び改革計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びヨルダン・ハシェミット王国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年十一月十一日に東京で

ヨルダン・ハシェミット王国駐在
日本国特命全権大使　浅利秀樹

ヨルダン・ハシェミット王国
計画・国際協力大臣　ゼイナ・トーカーン閣下

（ヨルダン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、ヨルダン・ハシェミット王国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年十一月十一日に東京で

ヨルダン・ハシェミット王国
計画・国際協力大臣　ゼイナ・トーカーン

ヨルダン・ハシェミット王国駐在
日本国特命全権大使　浅利秀樹閣下

○農林水産省告示第四十四号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年一月十五日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石原　宏高

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Loropetalum chinense (R. Br.) Oliv.	舞龍（まいりゅう）	鈴木祐司 埼玉県川口市木曽呂364番地の２	第34062号 令和７年11月12日
〃	蝶の舞（ちょうのまい）	〃	第34064号 令和７年11月12日
Oryza sativa L.	越後さらり（えちごさらり）	公益財団法人農業・環境・健康研究所 静岡県伊豆の国市浮橋1601番地１	第36848号 令和７年11月17日
Pericallis x hybrida (Scheidw.) B. Nord.	Sunseneyona	サントリーフラワーズ株式会社 東京都港区芝四丁目17番５号	第34773号 令和７年11月12日
〃	Sene Isiimi	〃	第35764号 令和７年11月12日
〃	Sene Igonii	〃	第35765号 令和７年11月12日
〃	Sene Nirenago	〃	第36428号 令和７年11月12日
Rosa L.	SKR24001M	イノチオ精興園株式会社 広島県府中市鵜飼町531番地８	第37937号 令和７年11月19日

○農林水産省告示第四十五号

出願公表後に品種登録出願が拒絶されたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年一月十五日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石原　宏高

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び拒絶年月日
Agastache Clayt. ex Gronov.	Crazy Fortune	Arend Jan Gerrit ten Duis Eikensingel 11, 8433 JJ Haulerwijk, The Netherlands	第34948号 令和７年11月28日
Rosa L.	2019カワモRRD	有限会社河本バラ園 岐阜県揖斐郡大野町大野775	第34323号 令和７年11月14日

○国土交通省告示第三十五号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

令和八年一月十五日

国土交通大臣　金子　恭之

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
令８第9001号	混雑空港運航許可	スプリング・ジャパン株式会社	申請混雑空港 関西国際空港

○中部地方整備局告示第五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月十五日

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
三重県三重郡朝日町大字小向字白部子四一番一から四日市市采女町字清水二九九八番一一まで	前	ＢＡ　九・六〇～一二〇・〇〇メートル	一七・四三二キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　九・六〇～一二〇・〇〇メートル 九・七五～一九二・〇〇メートル	一七・二〇九キロメートル 一九・七九五キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局北勢国道事務所

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

外務大臣茂木敏充海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

○経済産業大臣臨時代理
同　城内　実

経済産業大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　城内　実

内閣府特命担当大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）事務代理を命ずる

同

内閣府特命担当大臣小野田紀美帰朝につき内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策、人工知能戦略及び経済安全保障）事務代理を免ずる（以上一月十日）

○財務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

財務大臣片山さつき海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　林　芳正

内閣府特命担当大臣片山さつき海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融）事務代理を命ずる（以上一月十一日）

○防衛大臣臨時代理
国務大臣　赤間　二郎（あかま二郎）

防衛大臣小泉進次郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する（一月十二日）

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十二月二十日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

橋本　智子　　内山祐美子
越智　正紀　　川島　重雄
吉田　秀一　　神村　正之
松岡　睦子　　平田　昭子
佐久間美智子　　桑野　美紀
島田　亨　　山梨　剛史
小島　誠治　　櫻井　英治
長谷川康一　　小川　嶺
岡本　勝彦　　川崎多恵子
安田　隆　　市東　久
松木　浩一　　須田　信也
筒井由紀子　　河上　宗勝
黒田紀久子　　石川　誠治
小原　直人　　堀井理恵子
江端　隼　　林田　幸親
宮副　武史　　牧野　博和
早川　武敏　　小西　祐介
新井　節子　　坂本　榮二
早坂　覚啓　　松島　俊宏
森本　悠嗣　　土井翔太郎
藤岡　健二　　村川　博文
瀬戸　健　　堀江　信彦
松岡　達也　　細川　厚志
浦野　泰照
橋本茂一郎
山本　忠
中西　泰治
磯野　達雄
西川　雄次

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十二月二十日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

堤　倭子　　村山　公子
堀井　康弘　　大倉　昊
木村　三郎　　和佐見　勝
吉村　久美　　石川　聡
細田　英子　　松原　亨
宮川　潤一　　高野　清

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十二月二十日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

佐藤　大介　　栢森　新治
池田　祐久　　藤岡　道治
瓦葺　利夫　　野田　裕示
田中　良和　　渡邉　達也
小林　宏至　　山崎　舜平
坂林　英一　　水嶋　浩雅
飯塚　仁也　　粟田　貴也
菅　裕明　　服部　重樹
辻　庸介　　森谷　縫子
田中　真一　　藤田　進
秋田　雅弘　　瀧澤　潤
松谷　武判　　金子　英樹
赤池　敦史　　豊泉　聖子
黒木　政秀　　水野　弘道

褒章条例第二条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

中村　和男　　四方　祥樹
仲田　征一　　久我　洋一

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十二月二十日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

山口勘十郎　　成澤千代子
加藤　正行　　宮内　謙
田渕　俊夫　　藤田　琢二
小杉正太郎　　南　壮一郎　　前澤　友作

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

坂口　美鈴

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版二個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

荒井　正昭

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版三個並びに同第五条により木杯一組台付二個を授ける

牧　寛之

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版四個並びに同第五条により木杯一組台付二個を授ける

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十二月二十日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

株式会社日本アクセス
信金中央金庫
株式会社日新
山伸マテリアル株式会社
アイトム建設株式会社
株式会社アートリョウ建設
ジー・オー・ピー株式会社
株式会社シンクロン
日本発條株式会社
越智化成株式会社
越智建設株式会社
小田原緑化開発株式会社
遠軽信用金庫
アァルピィ東プラ株式会社
東尾メック株式会社
株式会社オンダ製作所
株式会社合人社グループ
岩内建設業協同組合
南部環境開発株式会社
株式会社オープンハウス・ディベロップメント
栗田工業株式会社
株式会社日本環境ビルテック
エイジス四国株式会社
タカヒサ不動産株式会社
キスケ株式会社
株式会社ディーエスピーリサーチ
医療法人社団健育会
株式会社インベストコン
株式会社Ｗｅ　＆
河上薬品商事株式会社
ＥＩＺＯ株式会社
クラスメソッド株式会社
株式会社ＺＯＺＯ
株式会社エコリング
株式会社ＣＭＣ総合研究所
平林金属株式会社
大日本ダイヤコンサルタント株式会社
株式会社モモ設計
理研ビタミン株式会社
マリンフード株式会社
ナカジマ鋼管株式会社
住友重機械工業株式会社
株式会社エイコー
大阪広域生コンクリート協同組合
株式会社アトリエ塩田千春
株式会社広島東洋カープ
株式会社早稲田アカデミー
有限会社愛知ハウジング
株式会社ＮＡＮＳＯビバシャス
いすゞ自動車販売株式会社
大和証券株式会社
株式会社ディー・エヌ・エー
東京瓦斯株式会社
株式会社グロービス
グロービス・キャピタル・パートナーズ株式会社
株式会社ヨロズ大分
エア・ウォーター西日本株式会社
株式会社新来島どっく
住友生命保険相互会社
イノック株式会社
株式会社栃木銀行
株式会社ＩＤＯＭ
エア・ウォーター・ライフソリューション株式会社
オイシックス・ラ・大地株式会社

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

大東建託株式会社
リゾートトラスト株式会社

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十二月二十日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故畑正高遺族　畑　元章

褒章条例第六条により褒状を授ける

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十二月二十日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故久保恒彦遺族　久保千舟子
故末岡登喜子遺族　末岡　宏

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける（各通）

官庁報告

官庁事項

指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第１項の規定による監督命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和８年１月15日

関東地方整備局長　橋本　雅道

１　監督命令をした年月日　令和７年12月19日

２　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　一般社団法人日本住宅性能評価機構　本店　山梨県甲府市宝１丁目21番20号　代表理事　山本　和明

３　監督命令の内容　確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の確認審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和８年１月19日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに当職に報告すること。

４　監督命令の原因となった事実　指定確認検査機関から選任を受けた確認検査員として、建築計画（１件）について、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第69号）の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第27条第１項の規定、法第35条及び建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和５年政令第34号）の規定による改正前の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第120条第１項並びに法第35条及び建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和７年政令第310号）の規定による改正前の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第126条の２第１項の規定に適合しないことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

労　働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

国土交通省最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、全国内航鋼船運航業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第５号）、海上旅客運送業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第６号）及び漁業（かつお・まぐろ）最低賃金（令和４年国土交通省最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和８年１月15日

国土交通大臣　金子　恭之

１．全国内航鋼船運航業最低賃金第４項中「267,950円」を「276,450円」に、「251,500円」を「260,000円」に、「209,350円」を「217,850円」に、「200,050円」を「208,550円」に改める。

２．海上旅客運送業最低賃金第４項中「264,750円」を「273,250円」に、「209,750円」を「218,250円」に、「201,900円」を「210,400円」に改める。

３．漁業（かつお・まぐろ）最低賃金第５項中「213,300円」を「224,000円」に改める。

附　則

この公示は、令和８年２月14日から効力を生ずる。

公　告

諸　事　項

工場財団

東京都千代田区永田町２丁目11番１号山王パークタワー21階**留寿都ウインド合同会社**の工場財団に北海道虻田郡留寿都村字登157番１留寿都風力発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年１月15日　札幌法務局倶知安支局

都市計画道路事業公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により都市計画道路事業の施行について次のとおり公告する。

令和８年１月15日

中部地方整備局長　森本　　輝

1　都市計画事業の種類及び名称　四日市都市計画道路事業３・３・91号北勢バイパス

2　施行者の名称　国土交通大臣

3　事務所の所在地　三重県四日市市南富田町４番６号（中部地方整備局北勢国道事務所）

4　事業地の所在

収用の部分　三重県四日市市曽井町字東門田並びに高角町字東川原並びに小生町字北川原、字流、字中長、字高腰、字生泉、字南谷及び字尼ヶ谷並びに川島町字浮橋、字大坪、字六谷、字中谷、字稲谷、字鷺沢、字西谷及び字南谷並びに三滝台二丁目並びに浮橋一丁目及び二丁目並びに八王子町字南幸、字幸ヶ谷、字出雲、字聖り、字高花、字里前及び字石坂並びに波木町字小野、字板井橋、字辻之下及び字小広並びに山田町字霜田及び字川南並びに貝家町字作花、字作花台、字植松及び字荒起並びに北小松町字菖蒲谷、字丁田、字北岨、字道堰、字中山、字井口及び字中川原並びに南小松町字明ル、字大岨、字小岨、字大垣外、字荒野及び字茶垣外並びに釆女町字清水地内
三重県鈴鹿市下大久保町字東浦山地内

使用の部分　三重県四日市市小生町字高腰並びに川島町字大坪及び字西谷並びに八王子町字出雲、字聖り、字高花、字里前及び字石坂並びに山田町字霜田及び字川南並びに北小松町字菖蒲谷、字丁田及び字北岨地内

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の届出期間及び一般調査期間

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０９３号
東京都杉並区荻窪４丁目30番16号
清算株式会社　株式会社Ｅｖｏｌｖｉｎｇ　Ｇ
代表清算人　佐々木　新
１　決定年月日　令和７年12月24日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２１００号
東京都千代田区丸の内１丁目９番２号
清算株式会社　株式会社浮田
代表清算人　西川　良和
１　決定年月日　令和７年12月23日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２１０３号
東京都荒川区東日暮里２丁目33番14号
清算株式会社　株式会社マンモスエコロジー
代表清算人　藤井　康輔
１　決定年月日　令和７年12月23日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２１０４号
東京都葛飾区水元３丁目14番15号
清算株式会社　株式会社八潮管財
代表清算人　岡田　優真
１　決定年月日　令和７年12月24日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１３号
岡山市北区本町６番36号
清算株式会社　株式会社天満屋ホテルズアンドリゾーツ
代表清算人　伊原木省五
１　決定年月日　令和７年12月24日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岡山地方裁判所第３民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０６３号
東京都渋谷区渋谷１丁目22番１号ＣＨビル
清算株式会社　株式会社レディアント
１　決定年月日　令和７年12月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１０２号
本店所在地　高知市南はりまや町１丁目２番20号
清算株式会社　株式会社エスアール商事
１　決定年月日　令和７年12月23日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
高知地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０８５号
東京都江東区三好２丁目15番９号
清算株式会社　株式会社長寿の森
代表清算人　伊藤　卓造
１　決定年月日　令和７年12月23日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。
２　協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

更生手続終結

令和７年（ミ）第１号
大阪市中央区大手前１丁目７番31号ＯＭＭビル16階
更生会社　株式会社ケンショウ
管財人　山本　幸治
１　決定年月日　令和７年12月23日
２　主文　本件更生手続を終結する。
３　理由の要旨　更生計画が遂行された。
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

再生手続終結

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両法人の理事会の承認決議は令和七年九月十二日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、両法人の最終会計年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://www.keiyu-kai.org

(乙) http://www.mimatu.or.jp

令和八年一月十五日

札幌市北区新川七一五番地二

(甲) 社会福祉法人札幌恵友会

理事長　宮坂　勝文

札幌市白石区本通十六丁目北四番三〇号

(乙) 社会福祉法人美松善隣会

理事長　澤口　勝彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であります。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) http://www.tescomed.co.jp/

(乙) http://www.tescomed.co.jp/

令和八年一月十五日

仙台市泉区大沢三丁目四番地の三

(甲) テスコ株式会社

代表取締役社長　秋田　裕二

山形県天童市乱川三丁目七番五七号

(乙) 株式会社エムシーアイ

代表取締役社長　秋田　裕二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会承認決議は令和七年十二月十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) https://ohgano.co.jp/

(乙) http://www.yoshizawaems.co.jp/

令和八年一月十五日

栃木県佐野市葛生西一丁目三番三四号

(甲) 株式会社オオガノ

代表取締役　松崎　剛

栃木県佐野市宮下町七番一〇号

(乙) 吉澤エムス株式会社

代表取締役　加藤　仁彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲、乙及び丙)

掲載紙　日本経済新聞

掲載の日付　令和七年十月三十一日

掲載頁　四十七頁

令和八年一月十五日

東京都港区新橋六丁目二一番六号

(甲) 片岡物産株式会社

代表取締役　片岡　謙治

埼玉県比企郡吉見町大字長谷字八幡一九三二番地

(乙) 片岡食品株式会社

代表取締役　片岡　謙治

東京都港区新橋六丁目二一番六号

(丙) 片岡コンフェクショナリー株式会社

代表取締役　伊藤　将弥

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十五日

神奈川県横浜市中区簑沢二番地

(甲) 合同会社房総技術研究所

代表社員　小俣　健文

千葉県富津市岩瀬一四一〇番一

(乙) 藤本機関合同会社

代表社員　藤本　義博

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月十七日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) https://www.aeroshield.co.jp/

令和八年一月十五日

川崎市高津区末長三丁目三番一七号

(甲) 株式会社ゼネラル

代表取締役　増田　幸司

大分市大字木上三九四番地の一二

(乙) エアロシールド株式会社

代表取締役　花田　隆

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) 掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十四日

掲載頁　一四二頁（号外第一六一号）

令和八年一月十五日

長野市市場三番地四八

(甲) 株式会社マルイチ産商

代表取締役　柏木　康全

長野市市場三番地四三

(乙) 株式会社丸水長野県水

代表取締役　小林　徳幸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月三日

掲載頁　六十一頁（号外第二六五号）

(乙)　掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月三日

掲載頁　六十一頁（号外第二六五号）

令和八年一月十五日

名古屋市東区東桜一丁目三番七号ヒシタビル四F

(甲) 株式会社ビジネスサポート

代表取締役　今枝　弘之

名古屋市東区東桜一丁目三番七号ヒシタビル四F

(乙) 株式会社アルダンク

代表取締役　鈴木　一成

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　一四九頁（号外第一四六号）

(乙)　掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　一一七頁（号外第一四六号）

令和八年一月十五日

兵庫県神戸市中央区磯辺通四丁目二番一二号

(甲) 兵庫トヨタ自動車株式会社

代表取締役　瀧川　高章

兵庫県神戸市兵庫区大開通九丁目一番一四号

(乙) トヨタカローラ兵庫株式会社

代表取締役　伏見　和政

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年三月一日であり両社の承認決議は令和八年一月八日に終了しております。

また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十二月二十四日
掲載頁　五十五頁（号外第二八三号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十二月二十四日
掲載頁　五十六頁（号外第二八三号）

令和八年一月十五日

岡山県倉敷市玉島乙島八二五六番地の二七
（甲）株式会社ショウエイ
代表取締役　下原　丙子

岡山県倉敷市玉島乙島新湊八二五六番地の二七
（乙）株式会社玉島コーワン運輸
代表取締役　下原　將貴

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の北海道における食品関連事業に関する権利義務を、丙は甲の中部地方における食品関連事業に関する権利義務を、丁は甲の関西地方及び四国地方における食品関連事業に関する権利義務をそれぞれ承継し、甲はそれらを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日付であり、この吸収分割に関する左記会社の株主総会の承認決議は令和八年二月三日を予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、令和八年二月十六日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.warabeya.co.jp
（乙、丙及び丁）確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月十五日

東京都新宿区富久町一三番一五号
（甲）わらべや日洋食品株式会社
代表取締役　森　浩司

東京都新宿区富久町一三番一九号
（乙）わらべや北海道株式会社
代表取締役　片柳　敬佑

東京都新宿区富久町一三番一九号
（丙）わらべや中部株式会社
代表取締役　石倉　健司

東京都新宿区富久町一三番一九号
（丁）わらべや関西株式会社
代表取締役　中島　幸造

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の什器リース事業に関して有する権利義務を承継し、丙は甲の地域商社事業に関して有する権利義務を承継し、甲はそれぞれの権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月十六日
掲載頁　六頁

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月十九日
掲載頁　六十八頁（号外第二七七号）

（丙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月十六日
掲載頁　六頁

令和八年一月十五日

鹿児島市卸本町五番地五
（甲）山形屋商事株式会社
代表取締役　岩元　修士

鹿児島市東開町一〇番二号
（乙）株式会社山形屋工作所
代表取締役　岩元　純吉

鹿児島市金生町三番一号
（丙）株式会社山形屋
代表取締役　岩元　修士

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十五日

秋田県能代市松美町三番一七号
ＡＲｈｏｍｅ合同会社
代表社員　納谷　健二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十五日であり、組織変更後の商号は株式会社ばんとう武道商店とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十五日

横浜市港北区篠原町一一〇三番地一四
合同会社踊刀
代表社員　峰守　慶

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十五日

神奈川県横浜市旭区市沢町三一八番地一
フルブリッジ合同会社
代表社員　橋満　士郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十五日

神奈川県川崎市高津区久本三丁目二番一
四―二〇三号　のなやＴｏｋｙｏ合同会社
代表社員　野中　大輔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十五日

神奈川県横浜市神奈川区台町一―九―七〇一
合同会社Ｌａｎｇｕａｇｅｃｏｒｅ
代表社員　時吉　智美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であり、組織変更後の商号は小島醸造株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十五日

愛知県犬山市大字犬山字東古券六三三番地
合同会社小島醸造
代表社員　鈴木満理子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ミクスノアとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十五日

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目二四番五号第2森ビル四〇一
合同会社ｍｘ．ｄｅｓｉｇｎ
代表社員　本山　翔哉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社天研とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十五日

愛知県豊明市栄町南舘一七番地一九
合資会社天野商会
代表社員　天野　司

組織変更公告

当社は、令和八年一月四日総社員の同意により、合同会社から株式会社へ組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十五日

愛知県大府市高丘町三丁目一二一番地
合同会社カルチベート
代表社員　福島いつみ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十七日であり組織変更後の商号は株式会社エバーフリーとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十五日

大阪市西成区萩之茶屋三丁目四番五号
合同会社エバーフリー
代表社員　橘　蓮

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十五日

熊本市中央区島崎一丁目二一―三一―二

合同会社イバチヨ

代表社員　城　天平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千一百万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月十七日であり、株主総会の決議は、令和八年二月十六日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書を提出済

令和八年一月十五日

東京都江東区新木場二丁目一一番一号

東京ボード工業株式会社

代表取締役　井上　弘之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一円減少し九九、九九九、九九九円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月七日

掲載頁　九十一頁（号外第三号）

令和八年一月十五日

東京都府中市府中町一丁目六番地九商道ビル四階

アライアンス株式会社

代表取締役　杜　宇婷

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十五日

東京都三鷹市下連雀三丁目二七番一五号

春木屋興産合同会社

代表社員　春山　征吾

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億一千万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月十七日であり、株主総会の決議は令和七年十二月十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月十五日

東京都品川区大崎三丁目一五番二三号鈴木ビル一Ｆ

千代田キャピタル株式会社

代表取締役　金田　卓也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月十五日

大阪府吹田市古江台一丁目一二番七号

有限会社小杉

取締役　小杉　純平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千五百九十六万三千五百二十五円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/251988/announces

令和八年一月十五日

鳥取県鳥取市元魚町二丁目二〇一エステートビルＶ二―二号室

ＯＮＥＳＴＲＵＣＴＩＯＮ株式会社

代表取締役　西岡　大穂

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であり株主総会の決議は令和八年一月八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十四日

掲載頁　五十五頁（号外第二八三号）

令和八年一月十五日

岡山県倉敷市玉島乙島八二五六番地の二七

株式会社ショウエイ

代表取締役　下原　丙子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月十六日

掲載頁　八十九頁（号外第一〇八号）

令和八年一月十五日

福岡市東区香椎浜二丁目八番三〇号

イオンウエルシア九州株式会社

代表取締役　内田　守

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を九億八千六百三十四万六百九十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月十五日

宮城県富谷市成田一丁目五番地九

シネジックホールディングス株式会社

代表取締役　苅部　泰輝

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五九三、〇三五、〇四六円減少することにいたしました。

臨時株主総会の決議は令和八年二月二十七日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年一月十五日

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目二〇番一二号

株式会社和心

代表取締役　森　智宏

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ十二億五千万円減少し、資本金二千百万円、資本準備金三千百三十三万七千八百七十五円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十七日であり、株主総会の決議は令和七年十二月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　一六三頁（号外第一四八号）

令和八年一月十五日

仙台市青葉区中央一丁目七番四号

宮城商事株式会社

代表取締役　小野寺芳一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億三千八百四万三千六百六十円、資本準備金の額を十五億二千九百三十二万千三百十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年一月十五日

東京都千代田区麹町二丁目五番地一ＷｅＷｏｒｋ半蔵門ＰＲＥＸＳｏｕｔｈ

ユナイテッド&コレクティブ株式会社

代表取締役　坂井　英也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金四億五十万円、資本準備金の額を金四億九千九百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/249017/announces

令和八年一月十五日

東京都文京区水道一丁目九番一号

株式会社コミックルーム

代表取締役　石橋　和章

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千二百六十二万五千円、資本準備金の額を六千二百六十二万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年一月七日

掲載頁　二頁

令和八年一月十五日

東京都港区赤坂九丁目六番二八号

ＦＯＣＵＳ株式会社

代表取締役　加田　密

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を令和七年九月三十日時点の一億八千四百四十六万六千百十七円から一億七千四百四十六万六千百十七円、資本準備金の額を令和七年九月三十日時点の一億八千四百四十六万六千百十六円から一億七千四百四十六万六千百十六円減少し、それぞれ一千万円とすることといたしました。

ただし、当社が発行している新株予約権が減資の効力発生日までの期間に行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴なう新株発行により増加する資本金及び資本準備金と同額分を合わせて減少することにより、最終的な資本金及び資本準備金の額をそれぞれ一千万円といたします。

効力発生日は、令和八年二月二十八日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月九日

掲載頁　三十一頁

令和八年一月十五日

東京都目黒区東山二丁目一〇番八号

滝野川自動車株式会社

代表取締役　鈴木　和江

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八九五万円減少し、資本準備金の額を八九五万円、資本準備金の額を八九五万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月十五日

静岡県掛川市大坂四五六番地の三

有限会社酒のすぎむら

取締役　杉村　一浩

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年一月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和八年一月十五日

神奈川県川崎市幸区鹿島田一丁目一番二号

富士通クライアントコンピューティング株式会社

代表取締役　大限　健史

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年一月三十一日を基準日と定め、同日現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年一月十五日

横浜市泉区中田北一丁目二九番一号

日本精密電子株式会社

代表取締役　一住連　努

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月十五日

東京都台東区柳橋一丁目三〇番六号

小西エステート株式会社

代表取締役　野沢　香代

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月十五日

大阪市東住吉区今川八丁目七番二一号

大阪ナショナル電工株式会社

代表取締役　上田　晃義

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月十五日

大阪市天王寺区上本町四丁目二番二二号

株式会社丸昌

代表取締役　小坂　浩太

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月十五日

岡山県倉敷市玉島乙島八二五六番地の二七

株式会社ショウエイ

代表取締役　下原　丙子

吸収分割公告及び合併公告

左記会社甲及び乙は吸収分割して、甲は乙のカラーフィールド事業及びダブルデイ事業の権利義務を承継し、乙はそれらを承継させることにいたしました。

また、前甲乙間の吸収分割後に、左記会社乙及び丙は合併して、丙は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

これらの会社分割及び合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　確定した最終事業年度はありません。

(乙)　https://hsl.hankyu.co.jp/company/

(丙)　https://www.hankyu.co.jp/company/kessan/index.html

令和八年一月十五日

大阪府大阪市北区芝田一丁目一六番一号

(甲)　株式会社ワールドスタイルレーベルズ　代表取締役　小林　啓輔

大阪府大阪市北区芝田一丁目一六番一号

(乙)　株式会社阪急スタイルレーベルズ　代表取締役　小林　啓輔

大阪府池田市栄町一番一号

(丙)　阪急電鉄株式会社　代表取締役　嶋田　泰夫

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億二千万円減少し四千六百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年八月二十二日

掲載頁　六十九頁（号外第一九〇号）

令和八年一月十五日

東京都港区南青山四丁目二一番二六号リュエル青山Ｃ棟Ｂ一細谷総合会計事務所内

ＫＩＣ野田特定目的会社

取締役　細谷晋一郎

正誤

ページ	段	行	誤	正
一一一		終りから三	平山　誠	畑坂　頌胤

令和七年十二月二十四日掲載の札幌家庭裁判所に係る令和七年（家）第四〇三四五号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中

（原稿誤り）